

19監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年6月27日に福岡市長及び福岡市教育委員会委員長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年8月23日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

1 監査結果と措置の件数

12 監査公表第6号(平成12年5月8日付 福岡市公報第4784号公表)分
・・・・・・・・・・1件

13 監査公表第6号(平成13年5月14日付 福岡市公報第4881号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・1件

14 監査公表第8号(平成14年5月2日付 福岡市公報第4972号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・1件

16 監査公表第7号(平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・5件

17 監査公表第5号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・17件

18 監査公表第8号(平成18年5月11日付 福岡市公報第5354号(別冊)公表)分
・・・・・・・・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 土木局

監査の結果	措置の状況
<p>(屋外違反広告物)</p> <p>3 屋外違反広告物の除却について</p> <p>(2) 行政代執行に基づく除却について</p> <p>屋外違反広告物が、道路上を占用し、又は交通に支障を来しているときは、道路管理者として、土木局及び区役所が、当該物件の設置者等に対し、除却指導、除却命令を行い、設置者等による自主的な除却を促しているが、これらの設置者等が、この命令に従わないときは、行政代執行法を適用した除却を行うことになる。</p> <p>この行政代執行法を適用した除却については、現在まで数件となっており、この原因は、除却に要した費用の請求から徴収に係る事務処理体制が整っていないことなどが考えられる。</p> <p>今後、歩行者にとって危険である悪質な屋外違反広告物に対しては、行政代執行法を適用した効果的な対策を講じる必要があると考えられることから、主管局である土木局において、行政代執行法を適用した場合の事務処理体制を整えることなどについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(土木局)</p>	<p>店頭前の道路上に不法に設置されるのぼり旗、置看板類は容易に可動できるため、これらの物件の設置者等に対し、通常の手続きにより行政代執行を実施すれば、代執行の日時が相手方に分かることから代執行実施時には不法物件が容易に敷地内に移動され、路上には一時的に不法物件がない状況をつくり出すことは明らかであり、指摘のような正規の手続きによる代執行(費用請求)は馴染まないと思慮される。(ただし、容易に移動できない土地に固定された不法占用物件については、通常の手続きにより実施する。)</p> <p>区で実施している置看板類の強制撤去は、非常の場合又は危険切迫の状況と見なし(行政代執行法第 3 条第 3 項)、通常の手続きなしに実施している。更に、指導・撤去時に警察から違反者に対し、道交法違反の確認書を取ってもらうことで効果を上げている。</p>

1 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>7 健康づくりセンターについて</p> <p>(1) 健康づくり関連施設とのネットワークについて</p> <p>健康づくりのネットワークは、センターが中心となってネットワークの構築を図り、保健所や民間・公共スポ</p>	<p>健康づくり関連施設とのネットワークづくりについては、広く市民の健康づくりを推進していくための重要な事項であり、健康づくりセンターを中心として構築を進めることとしている。</p> <p>このためのモデル的な取り組みとして、13</p>

ーツ施設，医療機関などに対し，健康づくり対策の企画，健康づくりの手法の開発と提供，職員研修，人材派遣，その他健康づくりの情報提供などの支援を行い，広く市民の健康づくりを推進することとなっている。

しかしながら，センターと各保健所及び主管局である保健福祉局との役割分担が明確でないため，具体的な課題の解決に向けたネットワークとして機能していないとともに，各従事者間でお互いの役割への共通認識が不十分であることが認められた。

このため，センターと保健所等の明確な役割と目的に基づく効果的なネットワーク体制の確立を図りたい。また，各機関の従事者においては，それぞれの役割への認識を持たせネットワークを推進していくことについて尽力されたい。

(保健福祉局)

～15年度にかけて，区保健福祉センター・健康づくりセンターにおける健康度診断受診者等を対象に，区体育館・プールで健康運動実践教室を開催し，健康運動に対する体育館・プール機能の活用を行い，市民の健康運動の定着化への仕組みづくりを行ったほか，民間のフィットネスクラブの指導者を対象に，講習会を実施するなどネットワークづくりを行っている。

また，14年度から健康日本21福岡市計画を推進する中で，健康づくりセンターは，区保健福祉センターと連携し，校区の自主的な健康づくりへの技術支援等を積極的に行っている。

さらに，平成15年度，健康づくりセンターにおいては，調査研究機関としての役割を発揮し，科学的根拠に基づいた，寝たきりになることを防止するための「転倒予防マニュアル」を作成した。

16年度からは，地域で実施する転倒予防教室において，保健福祉センターの校区担当保健師と健康づくりセンターの健康運動指導士が，本マニュアルを活用しながら積極的に事業展開を図っている。

17年度については，各区保健福祉センターにおいて年齢や性差に応じた節目健診を新たに実施したが，健康づくりセンターの蓄積した調査研究のデータを基に，問診票の記載内容の検討，結果の指導のためのパンフレットの作成，簡易体力測定における判定数値の助言などを行っている。

また18年度からは，民間スポーツクラブ利用者に対しても，健康づくり財団の自主事業である「運動処方外来」の受診により，個人に応じた運動プログラムの提供を図る事業や，平成19年1月から3月，中央体育館において，市民への健康スポーツプログラムサービス提供のモデルケースとして，スポーツ振興事業団が実施した「40歳からの健康づくり運動教室(中央体育館・10回コース)」

	<p>の参加者について、健康づくり財団で「健康強度測定コース」を受診していただき、本人に応じた効果的な運動プログラムを提供する事業を開催するなど、民間及び関係団体も含めた健康づくり施設とのネットワークづくりを行っている。</p> <p>このように、局では事業企画・実施方針の決定、保健福祉センターでは地域における事業実施、健康づくりセンターでは高度な調査研究の成果としてのマニュアル作成・活用、専門家の派遣、民間も含めた健康づくり施設とのネットワークづくり等、3者は役割をそれぞれ認識し、ネットワークを図っている。今後さらにネットワークの構築に向けて検討を進めていく。</p>
--	--

14 監査公表第 8 号(平成 14 年 5 月 2 日付 福岡市公報第 4972 号(別冊)公表)

1 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>4 不法投棄について</p> <p>(2)不法投棄の適正かつ迅速な処理及び未然防止、再発防止、を図るため、福岡市事務分掌規則に明記するなど、責任区分について明確化を図られるよう要望する。</p>	<p>不法投棄に対し、責任者による適正かつ迅速な対応を可能とし、未然防止策等を協議するため、警察、並びに道路・港湾施設・公園などの施設を管理する市の担当部局で構成する「福岡市不法投棄防止連絡協議会」を設置し、不法投棄に関する対応窓口の再確認を行い責任区分の明確化を図った。なお、当協議会は定期的に行われ、不法投棄対策に関する情報交換等も行っている。</p>

16 監査公表第 7 号(平成 16 年 5 月 13 日付 福岡市公報第 5164 号(別冊)公表)

1 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>(3) 貸付制度の改善について</p> <p>近年の経済情勢や低金利の状況等を考慮すると、母子家庭及び寡婦福祉の観点から、できる限り低金利での貸付ができるよう検討する必要があると考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、母子家庭及</p>	<p>貸付金のうち、有利子の貸付金については、無利子化を進めるよう国へ要望を行った。</p>

<p>び寡婦の福祉の観点から、福祉資金貸付の利率など貸付制度が受給者にとって利用しやすいものとなるよう、国への働きかけを行なわれるよう要望する。</p>	
--	--

2 建築局

監査の結果	措置の状況
<p>4 福岡市住宅建設資金等融資制度</p> <p>所管局においては、建設資金等融資制度の新規募集を、平成 14 年度までとしたうえで、平成 15 年度においては募集を停止し、また、当該融資制度の目的である市民の持家取得の促進及び居住環境の改善を図るため、その代替措置として資金計画特別相談を行うこととしてその取り組みが進められているところである。</p> <p>所管局においては、平成 15 年度における資金計画特別相談の状況や効果を踏まえ、市民が住宅を取得する際の資金面での情報提供や相談等の方策のあり方について検討されているところであるが、この検討と併せて建設資金等融資制度の今後のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>平成 15 年度より募集を停止している建設資金融資制度は、民間金融機関の住宅ローンの充実等により、持家取得の支援については当初目的を達成しており、平成 19 年度に廃止を決定した。</p>

3 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>7 福岡市水産業振興金融資金</p> <p>融資金が有効に利用されるためには、常日頃から利用状況等実態を把握するとともに利用制度のあり方について留意しておく必要がある。</p> <p>融資金については、相当額の不用額が出てきている状況にあることや近年の融資状況が減少傾向にあることを踏まえ、貸付実績の減少の要因等について調査・分析を行うとともに利用者にとってさらに利用しやすい制度となるよう改善策を検討されたい。</p>	<p>平成 15 年度から、利用しやすくするために償還期間を一部延長(10年 15年)した。</p> <p>平成 15 年度から、沿岸資金については、より迅速に融資が受けられるように、申請から融資日までを短縮(融資日2ヶ月毎 1ヶ月毎)した。</p> <p>要望調査等により、融資制度の改正をおこなってきたが、今後さらに漁協等に対してアンケートを行う等、貸付実績の減少の要因等について調査・分析するとともに、漁業者等が利用しやすいように制度や要件の改善を図っていく。</p>

4 都市整備局

監査の結果	措置の状況
<p>8 福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度ほか1件</p> <p>・福岡市土地区画整理事業建築物移転等資金融資制度</p> <p>金融機関に預託して融資することとしているが、現在、貸付実績がほとんどない状況にあることから、今後の土地区画整理事業の事業計画を踏まえ、その必要性や制度のあり方等について検討されたい。</p>	<p>本貸付制度は、事業の円滑な推進と地権者に対する行政サービスを目的として設置したものである。現在、施行中の二事業においては、すでに同制度について説明を行っているとともに、今後の事業の進捗状況により貸付の可能性があり、同目的を達成するためには不可欠な制度である。</p> <p>ただし、本制度は土木局所管の「福岡市建築物移転等資金融資制度」の内容と類似しているため、同制度と統合した。</p> <p>また、予算については、これまで各事業ごとに措置を行っていたが、予算の削減を図るため平成17年度からは都市整備局所管二事業分についてはまとめて一括措置を行っている。</p>

5 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>監査委員の意見</p> <p>2 社会経済情勢の変化等に応じた貸付金制度の見直し等について</p> <p>市民等のニーズの的確な把握に努められ、貸付制度の必要性の有無や制度のあり方について、更に、分析検討を加えられ、必要に応じて制度の廃止や見直しを行うとともに、新たな施策への転換を行うこと等についても検討を進められたい。</p>	<p>貸付金制度については、監査委員の意見を踏まえ、予算編成などを通じて関係局とともに見直しに取り組むこととしている。</p>

17 監査公表第5号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)

1 教育委員会(博物館, 美術館, アジア美術館), こども未来局(少年科学文化会館)

監査の結果	措置の状況
<p>1 設置目的に添って管理運営がなされているか</p> <p>(1) 資料の収集・管理</p> <p>ア 資料収集委員会等について</p> <p>(ア) 資料収集委員会等の委員の任期について(指摘)</p>	<p>(博物館, 美術館)</p> <p>行政監査に基づく意見を踏まえ、通算の委嘱期間が12年を超える委員の人選について改めて検討を行ったが、高い専門性と豊富な経験が必要な職務であり、この要件を兼ね備えた者が他に得られないというの</p>

<p>委員会の委員の選任に当たっては、委員会の活性化を図る観点から、委員の在任期間が長期化しないように努める必要があり、専門的な知識又は経験を有する者が他に得られないときなど特別な事情によって在任期間が長くなる場合においては、市民に対する説明責任という観点からもその理由を明らかにしておく必要がある。</p> <p>図書資料、博物館資料、美術作品等の収集に当たっては、高度の専門性や知識が必要であるということから、任期が12年を超える委員が委嘱されているという事情があるものと思われるが、通算任期の制限を超えて委員を委嘱する場合においては、今後、決裁文書等においてその理由を明確にするための措置を講じられたい。</p>	<p>が現状である。このため、博物館資料収集委員会委員は平成18年7月1日から、美術収集委員会委員は平成18年10月1日から委員委嘱に際しては、決裁文書において、専門性が高く他に替わるべき者がいない旨を、具体的に明記した。</p>
<p>イ 収蔵品の管理について</p> <p>(ア) 収蔵スペースの確保について(意見)</p> <p>福岡市博物館、福岡市美術館及び福岡アジア美術館については、市民の教育や文化の発展を促進し、また、文化遺産を保存し、継承するという役目を担っており、収蔵品の適切な管理については、博物館資料や美術館資料の収集と展示などの事業を展開していくためにも重要な業務の一つと考えられる。</p> <p>このような観点から、今後、収蔵庫の確保等収蔵品の保存のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>(美術館)</p> <p>市の厳しい財政状況の中、新たな収蔵庫の確保は困難な状況にあるため、収納方法、配置の効率化、工夫等により、対応を行った。</p> <p>将来的には、収蔵庫の増設、外部収蔵庫の借用等、収納スペースの確保について、検討していく必要があると考えている。</p>
<p>(イ) 収蔵庫内の情報の把握について(意見)</p> <p>博物館資料や美術作品については、市民の財産として将来に守り伝えられるべき文化財であり、収蔵場</p>	<p>(美術館)</p> <p>美術館においては、図録等へ記載することなどにより作品の収蔵場所についての情報を共有しているが、より細かな設置場所について台帳を作成した。</p>

<p>所についての情報については，文化財の管理を行っていく場合の基礎的な情報であり，組織として共有化が図られておく必要があると考えられる。</p> <p>今後，資料の収蔵場所についての情報を組織として共有化するための方策について検討を進められたい。</p>	
<p>(3) 情報の収集と発信</p> <p>ア 広聴活動について(意見)</p> <p>自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるという観点から，社会教育施設においては，利用者側の立場に立った事業の実施，施設の運営について充分配慮する必要があると考えられる。</p> <p>この意味からも各施設における利用者のニーズの把握とそれに対する対応についてさらなる取り組みを進められたい。</p>	<p>(博物館)</p> <p>博物館においては，平成 18 年度の特別展で，来館者アンケートを実施した。</p> <p>今後とも，特別展においてアンケートを実施し，来館者の意見を運営に活かしていくこととしている。</p> <p>(アジア美術館)</p> <p>アジア美術館においては，お客様ご意見箱の設置，案内ボランティア日報及び利用者からの直接の声などから利用者のニーズを把握している。そうしたニーズについて，職員全員で情報共有した上で，担当部署または担当者に割り振り，改善や実施，検討などを適宜行っていくこととした。</p> <hr/> <p>(少年科学文化会館)</p> <p>平成 18 年度にアンケートを実施しており，利用者のニーズの把握とそれに対する対応を進めている。</p>
<p>ウ ポスター・チラシの配布について(指摘)</p> <p>総合図書館，福岡市美術館，福岡アジア美術館及び少年科学文化会館においては，今後，ポスターやチラシなどの掲示等依頼施設へアンケートや照会等を行うことなどにより，より効率的，効果的なポスターやチラシなどの配布を図られたい。</p>	<p>(美術館)</p> <p>美術館においては，平成 18 年度当初に掲示依頼施設へのアンケート調査を実施し，配布部数を見直すなど効率的な配布に努めている。</p> <hr/> <p>(少年科学文化会館)</p> <p>ポスターやチラシなどの掲示等依頼施設に対して，平成 17 年度にアンケートを実施し，配布部数や掲示物のサイズを見直して，より効率的，効果的な配付を行うこととした。</p>

<p>3 経済的・効率的に管理運営がなされているか(意見)</p> <p>(1) 委託契約に係る設計金額の積算</p> <p>イ 人件費の積算における情報の共有化について</p> <p>本市においては、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第2条の規定に基づいて、関係課等からの情報収集による標準化のための取り組みが進められているところであるが、今後、各施設における委託料の設計金額積算においては、業務内容に応じた積算根拠等について情報の共有化を図るための方策を講じることにより、より一層経済的、効率的な委託業務の執行が図られるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>(博物館，美術館，アジア美術館)</p> <p>博物館・美術館・アジア美術館の3館では、管理課長以下、管理担当職員で構成された三館連絡会議を持ち回りで適宜開催しており、このなかで共通の課題等について協議意見交換を図っている。委託契約等に関する事項についても、必要に応じて上記の三館連絡会議にて情報交換を図っている。また、担当者段階では、常に三館において情報交換を頻繁に実施し、効率的、経済的な委託業務の執行を目指している。</p> <hr/> <p>(少年科学文化会館)</p> <p>平成16年度に、本市が設置している青少年教育施設（5施設）における委託料の設計金額積算の基準を比較検討し、より一層経済的、効率的な委託業務の執行を図った。今後とも、各施設の情報収集・交換を行い、経済的かつ効率的な管理運営に努めていく。</p>
<p>(3) 経費削減の取組み(意見)</p> <p>今後、各施設における経費節減の取組みを共有化するための方策について検討を進められたい。</p>	<p>(博物館，美術館，アジア美術館)</p> <p>平成17年7月に、博物館，美術館，アジア美術館による三者連絡会議を立ち上げ、各館が抱える課題等や共通の問題について情報共有や意見交換を行い、事案の解決を図るとともに、事務の適正化を図っている。</p> <p>光熱水費については、各館の取り組みを共有し、参考としながら、空調運転時間の見直しや、電力契約見直しなど経費節減を行った。</p> <hr/> <p>(少年科学文化会館)</p> <p>経費削減の取組みについて、類似施設の情報収集・交換を積極的に行うこととし、その取り組みを参考にしながら経費削減に努めていく。</p>

1 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>d 西区子どもプラザについて</p> <p>外遊びの場所として作られていたスペースが、民間の駐車場に隣接しているため排気ガスの影響が大きく、また鉄道高架の陰で日が当たらないなどの理由から子どもには不適切ということで使われていなかった。</p>	<p>外遊びの場所として作られていたスペースについては、日よけや安全対策のためのゴムシートを敷くなど平成18年度に環境整備を行い、子どもプラザ利用者へ開放した。</p>
<p>イ 昼間校庭開放の広報について（意見）</p> <p>昼間校庭開放を行う時は、校庭開放旗を学校の外からよく見える場所に掲げ、それを目印としているほか、各校区の校庭開放運営委員会が決定した昼間校庭開放の実施スケジュールを学校だよりや公民館だよりで広報を行っている校庭開放校がある一方、上記の校庭開放旗の掲示以外には、広報を全く行っていない校庭開放校があるなど、子どもたちに昼間校庭開放の実施を周知するための統一した方策は特に講じられていない状況にあった。</p> <p>今後、子どもたちの利便性の向上や、より多くの子どもたちの参加を促すため、昼間校庭開放の実施日や実施時間をより効果的に広報するための統一した方策について検討されたい。</p>	<p>全校区の校庭開放運営委員会に対し、事業を紹介するチラシを児童へ配布するよう依頼し、全校区の正門付近に「校庭開放実施中」の看板を設置する等広報を行ってきた。</p> <p>また、校区のPTAだよりや公民館だよりに掲載日時を掲載していただく等広報に努めてきた。</p> <p>さらに、全校区の運営委員長と事務担当者が出席する校庭開放運営委員長・事務担当者会議の中で、事業広報の周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、学校やPTA等と連携した広報に努めていく。</p>
<p>ク 今後の昼間校庭開放事業について（意見）</p> <p>「地域活動育成事業」の実施により、現在、複数の局が所管し、各事業毎に運営委員会が存在する学校施設開放事業の窓口を一つにすることによる利便性の向上、各事業毎に支出が行われている補助金、謝礼金等の一元化による事務の効率化や、校区住民による自主運営を図ることができるなどの効果が期待される。</p> <p>一方、地域によってはスポーツ団体等の利用が優先されるなど、校庭開放事業が本来持っている役割が薄れていくおそれもある。</p> <p>今後、これらのことを踏まえ、子どもたち</p>	<p>「地域活動育成事業」の実施にあたっては、スポーツ団体等の利用が優先されて、昼間校庭開放事業本来の目的である、子どもたちが安全で安心して遊ぶことができる場の確保・提供が阻害されることがないように、所管の市民局と十分協議のうえ検討していくこととした。</p> <p>また、校庭開放運営委員会連絡会や運営委員長・事務担当者会議においても、昼間校庭開放が掲げる目的の実現に向けて周知徹底を図った。</p>

<p>の安全な遊び場を確保し、遊びや集団活動を通じて子ども自身の自主性や社会性を育むという昼間校庭開放事業が掲げる目的の実現のためにさらに努力されたい。</p>	
--	--